

第7回大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会 会議要旨

1 日 時 平成 28 年 9 月 6 日 (火) 午後 1 時 57 分～午後 4 時 1 分

2 場 所 此花会館 3 階 大ホール

3 出席者

(外部有識者)

上野 仁 (摂南大学 教授)

大藤 さとこ (大阪市立大学大学院医学研究科 准教授)

杉本 久未子 (大阪人間科学大学大学院人間科学研究科 特任教授)

中地 重晴 (熊本学園大学 教授)

神谷 和代 (此花区公害問題対策協議会 常任理事)

岩井 政人 (此花区地域振興会 副会長)

(環境省)

中尾 豊 廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

福井 和樹 廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長補佐

(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)

由田取締役、富坂事業部次長、青木大阪 PCB 処理事業所長、

土井大阪 PCB 処理事業所副所長

(環境局)

岩橋環境管理部長、有門産業廃棄物規制担当課長、谷野産業廃棄物規制担当課長代理

(部会構成員)

別紙「第7回大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会出席者名簿」参照

4 議 題

(1) 大阪 PCB 廃棄物処理事業の進捗について

(2) 環境モニタリング調査について

(3) 平成 28 年改正 PCB 特別措置法の概要

(4) その他

5 議事要旨

- (1) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）から大阪 PCB 廃棄物処理事業の操業状況（資料 1-1）、長期処理計画について（資料 1-2）、大阪 PCB 処理事業所の長期保全の取り組みについて（資料 1-3）、ポリ塩化ナフタレン（PCN）入りトランス油の処理について（資料 1-4）説明があり次の意見等があった。

〈意見等の概要〉

(外部有識者) 中間処理完了実績で、最近のところ特に大型トランスの解体が増加していて、特に小さいコンデンサが増えてきたと。VTR に関しては運転廃棄物が 20%ほどということだが、実際、安全性を考慮しておそらく人的配置がされているかと思うが、こういった搬入物の変化に応じた何か最近変更とかはされているのか。

(JESCO) 基本的にトランス、コンデンサ、廃 PCB、あとは運転廃棄物を処理する VTR の全体数というのはそれほど減ってはいないので、基本的に全バッチ数は変更がないということで現場で携わる処理人数並びに運転体制等については、変更といったことは今現在では生じていない。

(外部有識者) 4 ページの (5) 運転廃棄物の処理のことで、表-6、運転廃棄物保管状況（ドラム缶本数）と書いてあるが、処理方法で、例えば、換排気用活性炭の場合には無害化認定施設に持っていくものと、もともと普通の産廃として処理ができる活性炭ということで「卒業」と書かれていると思うが、その次の保護具・シート類でしたら、無害化認定施設、他事業所。大阪事業所では処理ができないので、ほかの施設で処理をしてもらうということになっているが、3 番目の粉末活性炭は、大阪 PCB 処理事業所と他事業所、あるいはその下のタール類は、無害化認定施設と書かれているが、要するに JESCO の中で大阪事業所で処理をするのと、他事業所に持って行って処理をするというのと、それと、無害化認定施設に処理を委託するというところの判断というのはどう考えて、こういう見積もりを出されているのかを教えてほしい。

16 ページの作業環境測定結果のところ、一番下の東棟の充填室（東）というのがダイオキシンの濃度で 2 年前から比べると 4 倍ぐらい上がっている。PCB の濃度も低い、やっぱり数倍それに比例して高くなっている、この辺は特に対策、例えば PCB であれば管理濃度が 0.01 なので、半分であるが、その辺の対策とか、あるいは検討するような必要があるのではないかなとも思うが、その辺はいかがか。

(JESCO) 4 ページ目の表-6、運転廃棄物のそれぞれ処理方法を記載している。ご指摘で、処理方法の欄が無害化認定施設、卒業（普通産廃）、他事業所に持っていく、大阪 PCB 処理事業所に持っていく、東京事業所に持っていく、この辺の判断はどのような判断、目安となっているのかを紹介したいということである。

処理方法の1つの判断としては全て濃度によって判断している。まず、無害化認定施設に持っていくものは PCB を含んでいるものがあるが、5,000ppm を下回っているもの、大阪事業所は高濃度の PCB を処理しているので、やはり無害化認定施設で処理可能な 5,000ppm を下回るものはなるべく無害化認定処理施設で処理し、JESCO の施設は高濃度専用にしていこうということである。5,000ppm を下回る PCB につきましては、無害化認定施設で処理をする。

次に、卒業（普通産廃）ということなので、これはもう PCB を含んでいないもの、だから特管物ではない。溶出試験で 0.003、これを下回っておればもう PCB 廃棄物ではないということで、そのまま普通産廃として中間処理業者に払い出すということである。

次に、他事業所は、北九州と東京事業所がある。こちらはいずれにしても、PCB を含んだ高濃度の 5,000ppm を超えるものである。北九州につきましては、作業員が装着している保護具類や長靴、これは北九州に持っていこう。次に、施設内で発生した 5,000ppm を超える粉末活性炭、これは東京事業所の水熱酸化で処理ができるので、これは東京事業所に持っていこうというのがそれである。

全てが北九州や東京事業所に持っていくということもできないので、大阪事業所でも処理ができるものはなるべく大阪の VTR で処理をしようということから、当事業所でも運転廃棄物の処理を推進しているところである。

16 ページの作業環境測定結果、表 15-1 の一番下に東棟の下から 3 行目に充填室（東）ということがある。これが PCB については管理濃度を下回っているとはいえ、ここ 3 年間に比べると少し濃度が高い、ダイオキシンについても 4.1 ということで目標値の 2.5 を超えているので、その辺の何か状況変化はあったかという質問である。

この充填室、従前、数年前までは少し高い濃度であったが、近年 3 年間ぐらいはおおむね良好な数字を示していた。ただ、ご指摘のとおり、28 年 6 月は少し高めの濃度である。現場のほうで少しいろいろ調べてみたが、特段作業内容が増えたとか、整理整頓状況が悪いとか、現場の床が汚れているとかいうことはない。この数字が、何かの原因というところまではわかっていない状況であるので、や

はり私どもとしてはこのように毎年2回、必ず作業環境測定をして
いって、4S活動を推進していって、その時々濃度を確認しながら
作業員の健康管理も進めていきたいと考えているところである。

(外部有識者) 4ページの表-6の運転廃棄物についてであるが、濃度の低いものについては無害化認定施設で処理を頼んで、それ以外の高濃度のものについてはJESCO内部で処理をするというような答えだったが、逆に言うと、大阪事業所以外の事業所の運転廃棄物を引き受けて、大阪で処理をするということはしていないということか。

(JESCO) 2年前の基本計画の見直しの際に、各5事業所間するもの、できるものというのを取り決めをしたので、他事業所の運転廃棄物をこの大阪事業所で処理するという計画は今現在ない。

(外部有識者) 27ページのほうの収集運搬業者であるが、北海道事業エリアからはたしか特殊コンデンサ実績は今のところないかと思うが、この27ページの表で、PCB廃棄物の収集運搬が可能な行政区域、これを見ると北海道から運搬可能なのは例えば、2番目のところの運搬業者以外はないと見たらいいのか。豊田事業所からの運搬業者と見たほうがいいのかどうかというのを教えていただきたい。

長期処理計画についてということで、資料1-2の現在ステップ①のところトライアルをなされているかと思うが、かなりまだ未登録も含めて今後の処理の意向なしと見なすが、実際のところ32年までには必ず処理してもらわないといけないと思うが、将来的にはこういった業者はどう認識されているか。まず、その手ごたえといいますか、その辺はどういう状況なのか。

(JESCO) 質問の27ページの北海道エリアから収集運搬ができる業者については、この表の丸印がついている地域の業者さんに限られるので、ご指摘のとおり日本通運は全ての地域に丸がついていますので、全地域からの収集運搬可能。

3番目のエコ・ポリスはこの丸印は北海道と富山県だけなので、要は丸のついているところだけの収集が可能とご理解していただいでよろしいかと思う。

(大阪市) 北海道の事業エリアが北関東以北の全ての県が入っているので、持ってくる場所の県の所在にもよるが、許可上はそれら十何県かの分のエリアをどこか該当するところをお持ちであれば持つということになるかと思う。

(JESCO) 和歌山県で総ざらいのトライアルをやった段階としては、残念ながら「今回処理の意向なし」は53者と書いている記述のとおりであ

る。そのうち理由として A、B、C、D と主な理由を書いているが、処理費用が現段階としてはなかなか難しいというお客さんが圧倒的に多いということで、これらのお客さんに関しては、もちろん和歌山県、和歌山市に対し、その状況として私どものほうから報告させていただいて、次回の総ざらいをやるときには、そこまでには実態としても指導をいただいた上でもう一度処理の推進を図ると。だから、総ざらいという活動はただ 1 回やっただけじゃなくて、もう何回回せるかと。きめ細かに説得していくというようなこと以外はないと考えていて、その部分に関しては私どもも集中的にやっていきたいと思っている。

(外部有識者) トラブルの件で、実際にあってはならないような間違いがあったような感じのするトラブルですが、これを起こした作業員のレベルといったら変だが、どういう方だったかということや、疲労とかそういうことに対する配慮がどんなふうになされているかということである。これから、ますます多忙になるというか、厳しい作業環境になると思うので、そのあたりのことを少しいわゆるソフト面のほうから教えてほしい。

先ほど所長もさらっとおっしゃったと思うが、以前はこの報告の中に実際に従業員の健康診断ですか、そういうことの結果がずっと載っていたと思うが、それが載らなくなったのは何か理由があったのかということである。もう 1 つが長期処理計画について、今、営業課長からお話を聞いたが、実際に今までにないような作業をすることになる。そのための組織なり、体制なりがどんなふうになっているのかということをお話してほしい。

(J E S C O) トラブルについて、実際にこの作業に当たった作業員については、作業の責任者クラスであり、レベルは高い、経験もある人である。それから、当日、若干深夜に作業を送った。これは先ほど申したように、当日、清掃作業をやっていたこと、そのほかにほかの設備の立ち上げもあり、若干通常よりも複数の作業を一緒にやっていたということはあるが、特に疲労していたということはない。そういうように、今回のこの事例については、やはり設備の問題が大きいと考えている。そのために目で見えるように DCS の画面上に赤く表示するとか、あるいはもう人が間違えても液があるときにバルブがあかないように設備化したというようなことで、特にハード面を強く対策をとったと考えている。

健康管理について、ご指摘のとおりでございまして、毎年度、作業員の血液を採血してございまして、PCB がどれだけ存在しているのか

というのを報告している。平成 28 年度も 6 月の後半に作業員の採血をいたしたが、結果に時間を要しているのので、次のこの部会では健康管理の状況も報告させていただく。

営業活動であるが、先ほどから申し上げているように、現場はとにかく無事故を大前提に処理していくということと、営業活動は仕事が相当増えていくこととなる。具体的にどんな体制を組んでいるのかというと、そこは検討中であるが、大阪事業所には 44 人の JESCO 職員がいる。そのうち 16 名が営業課の職員である。単純に言うとも営業課の職員は増えている。ただ、やはりこれは、私どもの事業所だけの課題ではないので、JESCO 5 事業所共通となる。本社にも営業部というものがある。その本社の中で共通の課題として取り組み、営業の体制の強化や出し渋り者から営業交渉方策を検討し進めている。具体的な報告はできませんが、そのような取り組みを推進しているところである。

(外部有識者) 22 ページの (2) PCB 廃棄物処理施設設備改造・運用変更についてというところとも関連するのかもしれないが、今年の 4 月から労働安全衛生法で化学物質の取り扱い事業所にリスクアセスメントの実施というのが義務づけられたので、その辺の取り組みというのはどうなっているのかというのが 1 点と、2 点目は、資料 1-3 の長期保全の取り組みということでの 5 ページ、表-1、平成 28 年度長期保全計画主要項目実施状況のところの更新計画の真ん中辺で、操業管理システムサーバー更新というのが来年度に延期となっているが、これは寿命を見て余裕があると思うので、来年にしてもいいと判断されているのだろうと思うが、サーバー自体がダウンするようなことはないのか。

(J E S C O) 1 点目の化学物質のリスクアセスメントで、これについては義務化されたので、JESCO としてもこれを規定化しているし、あと、各事業所のほうで化学物質のリスクアセスメントの実施要領というのを定めて、こういった審議のときに評価項目として今審議をやっている。

2 点目の操業管理システムのサーバー更新の延期であるが、これは、サーバーのベンダーといろいろ協議し、今年の中身のソフトを更新する。ハードについては、これはまだ十分来年まで信頼性が持てるという判断から、ハードについては来年更新をするということで、当初、年度初めに考えていた計画を少し修正した。

(2) 大阪市から環境モニタリング調査について説明を行い意見等はなかった。

(3) 環境省から平成 28 年改正 PCB 特別措置法の概要について説明があり意見等はなかった。

6 会議資料

資料 1-1 大阪 PCB 廃棄物処理事業の操業状況について

資料 1-2 長期処理計画について（処理の見通し）

資料 1-3 大阪 PCB 処理事業所の長期保全の取り組みについて

資料 1-4 ポリ塩化ナフタレン（PCN）入りトランス油の処理について

資料 2 平成 28 年度環境モニタリング調査について

資料 3 平成 28 年改正 PCB 特別措置法の概要

第7回大阪PCB廃棄物処理事業監視部会出席者名簿

府県市名	所 属	職 名	氏 名
滋賀県	琵琶湖環境部 循環社会推進課廃棄物対策室	室長補佐	河合 克彦
大津市	環境部 産業廃棄物対策課	課 長	山本 哲
京都府	環境部 循環型社会推進課	副課長	加地 将徳
京都市	環境政策局循環型社会推進部 廃棄物指導課	担当係長	山本 力
大阪府	環境農林水産部環境管理室 事業所指導課	課 長 課長補佐	児林 宏之 阿部 恭司
堺市	環境局環境保全部 環境対策課	係 長	辻本 広志
東大阪市	環境部 産業廃棄物対策課	課 長	本江 正興
高槻市	産業環境部 資源循環推進課	主 査	大橋 史明
豊中市	環境部 減量推進課	産業廃棄物 指導係長	柴田 輝彦
枚方市	環境部 環境総務課	課 長	重村 篤也
兵庫県	農政環境部環境管理局 環境整備課	副課長	柴田 義博
神戸市	環境局 事業系廃棄物対策部	指導担当係長	中崎 友輔
姫路市	環境局美化部産業廃棄物対策課	課 長	砂山 雅昭
尼崎市	経済環境局環境部 産業廃棄物対策担当	課 長	後藤 修志
西宮市	環境局環境総括室 産業廃棄物対策課	課 長	塚本 哲也
奈良県	くらし創造部景観・環境局 廃棄物対策課	課長補佐	村中 幸雄
奈良市	環境部環境事業室 廃棄物対策課	主 務	橋 和幸
和歌山県	環境生活部環境政策局 循環型社会推進課	課 長	堀 浩一
和歌山市	市民環境局環境事業部 産業廃棄物課	副課長	豊田 忠彦
大阪市 (事務局)	環境局環境管理部環境管理課 産業廃棄物規制担当	部 長 課 長 課長代理 係 長 係 員	岩橋 潔 有門 貴 谷野 寛 棚橋 良平 高木 慶大